

庁議（令和3年10月5日）結果について

- 1 開催日 令和3年10月5日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 健康・子ども部長、都市整備部長、消防長
市民税課長、固定資産税課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

（1）平塚市市税条例等の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の趣旨 地方税法等の一部改正に伴い、平塚市市税条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正の概要 地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定を整備するほか、必要な規定を整備します。</p>
結果	審議の結果承認された。

（2）平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>改正の要旨</p> <p>①健康保険法施行令の一部改正（令和4年1月1日施行）にあわせ、平塚市国民健康保険条例第5条に規定する産科医療補償制度の対象外分娩に係る出産育児一時金の支給額を「40万4,000円」から「40万8,000円」に改定する。</p> <p>②平塚市国民健康保険条例第10条に規定する国民健康保険税の課税根拠について、平塚市国民健康保険税条例第1条の課税根拠と重複していることから、国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4を踏まえ整理するため削除する。</p> <p>③平塚市国民健康保険条例第1条について、国民健康保険制度改革後、国民健康保険条例参考例の提示のとおり、市町村の行う事務であることを明確にするため、「の事務」を追加する。</p>
結果	審議の結果承認された。

（3）第22次（旭地区第1次（山下・高根・万田））住居表示整備事業について

概要	<p>本事業は、分かりやすく、訪ねやすいまち、さらに緊急車両等の到着時間の短縮や、郵便、宅配の効率化等、市民生活の利便性向上のために、昭和39年より進めています。</p> <p>旭地区第1次住居表示実施地区の山下、高根、万田では、地元自治会などと住居表示実施後の「町の区域及び町名」に係る検討を進め、令和3年1月に「町の区域及び町名（案）」が提出され、令和3年6月に平塚市住居表示審議会にて、原案及び実施期日について異議なしの答申を受けました。</p> <p>令和3年8月に、答申を得た「町の区域及び町名」について、住居表示に関する法律に基づく公示を行いました。変更請求は提出されなかったため、地方自治法の規定に基づき、令和3年12月議会に上程いたします。</p> <p>参考：実施地区面積 約197ha（山下：約67ha 高根：約37ha 万田：約93ha）</p>
結果	審議の結果承認された。

(4) 第23次（大神・吉際地区）住居表示整備事業について

概要	<p>大神・吉際地区では、地元自治会の方で構成される大神・吉際地区住居表示実施検討会にて検討した「市街地の区域ならびに住居表示の方法」について、令和3年6月に市住居表示審議会へ諮問し、原案のとおり異議がない旨の答申を受けております。このことから、住居表示に関する法律の規定に基づき、令和3年12月議会に上程いたします。</p> <p>参考：実施地区面積 約193ha（大神：約180ha 吉際：約12ha ※田村：約1ha） ※大神に住所がある企業の敷地内に、一部田村の土地が含まれているため、住居表示の実施に合わせ大神への編入を予定しています。</p>
結果	審議の結果承認された。

(5) 平塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正理由 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定を整備する。</p> <p>2 改正内容 条例第2条第2項のただし書きを削る。</p>
結果	審議の結果承認された。

(6) 平塚市消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正理由</p> <p>「消防団員の報酬等の基準」が策定されたことに伴い、平塚市消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正し、必要な規定を整備するもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 「報酬」と「費用弁償」を、「年額報酬」と「出動報酬」に変更する。</p> <p>(2) 年額報酬を増額する。また、出動報酬に新規支出項目を追加する。</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

- ・なし

以 上